

○ 青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル

平成24年3月29日 青監第924号

令和7年1月27日 青監第896号（最終改正）

1 技術者等の定義

(1) 営業所技術者等

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する営業所技術者及び第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。

(2) 主任技術者

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

(3) 監理技術者

建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

監理技術者の設置基準 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となる場合

(4) 特例監理技術者

建設業法第26条第3項第2号の規定により、監理技術者補佐を工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。

(5) 監理技術者補佐

建設業法第26条第3項第2号の規定により、監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。

(6) 現場代理人

契約約款（平成31年3月青森県告示第221号の青森県建設工事請負標準契約約款をいう。以下同じ。）第10条第2項の規定により、工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者をいう。

2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所技術者等

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している者であること。

(2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札（青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日青監第611号）第3条第1項に規定する一般競争入札及び青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日青監第224号）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札をいう。）にあっては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあっては入札執行の日、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえないので留意すること。

また、大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため知事が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3ヶ月以上の要件を緩和することがある。

3 技術者の登録

県発注工事の入札に参加する予定のある建設業者のうち県内に本店を有する者は、技術者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐）として県発注工事への設置が可能な技術者の資格や雇用関係について、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用があった後、次の方法によりあらかじめ県に登録すること。

なお、県外に本店を有する者は、事前に技術者を登録する必要はなく、入札に参加する都度、当該技術者の資格や3ヶ月以上の雇用関係の確認を受けること。

- (1) 登録先 県（県が登録作業を委託する場合はその委託先）
- (2) 登録方法 技術者登録届出書及び確認書類を（1）の委託先へ郵送すること。
- (3) 確認書類 合格証明書等の写し、社会保険等3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものの写し

（確認書類）

ア 資格を証明するもの

- ① 主任技術者又は監理技術者補佐
国家資格保有者は、合格証明書等の写し
実務経験者は、実務経験証明書
- ② 監理技術者又は特例監理技術者
監理技術者資格者証（表・裏（講習修了履歴貼付））の写し

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

3ヶ月以上の雇用関係が確認できる次の書類の写しを提出すること。（2つ以上）

- ・ 社会保険の標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 住民税特別徴収税額通知書 等

4 技術者の建設工事への設置

（1）建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）（土、建、管、鋼、舗、電、園）		
許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計	5,000万円以上(※1)	5,000万円未満(※1)	5,000万円以上は下請契約できない(※1)
工事現場に置くべき技術者	監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐	主任技術者	
技術者の資格要件	1級国家資格者 大臣特別認定者(※2)	1級・2級国家資格者 実務経験者	
技術者の現場専任(※3)	公共性のある請負金額 4,500万円以上の工事(※4)		

※1 建築一式工事の場合 8,000万円

※2 指定建設業以外の業種の場合 「大臣特別認定者」ではなく「実務経験者」となる。

※3 特例監理技術者を除く。

※4 建築一式工事の場合 9,000万円

(2) 県発注工事における技術者の設置

県発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとする。

ア 主任技術者の資格

土木工事については共通特記仕様書に定める資格を有する主任技術者を、土木工事以外の工事については共通特記仕様書に準じて発注者が別に定める資格を有する主任技術者を設置することとする。

なお、土木工事以外の工事につき青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の運用(平成20年6月9日青監第224号)5に規定する「1級相当の国家資格等」には当該工事の種類に係る監理技術者資格者証を有する者を含むものとする。

イ 監理技術者補佐の資格

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち1級の技術検定の第1次検定に合格した者(1級施工管理技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られるものとする。

ウ 総合評価落札方式における留意点

総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者以外の者を監理技術者又は主任技術者に配置することはできないものとする。

エ 営業所技術者等の工事現場への設置

営業所技術者等は、県発注工事の主任技術者又は監理技術者として、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の専任を要しない工事において、1件のみ配置することができるものとする。

5 専任・常駐期間

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間

建設業法第26条第3項の規定により、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間とする。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しないものとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

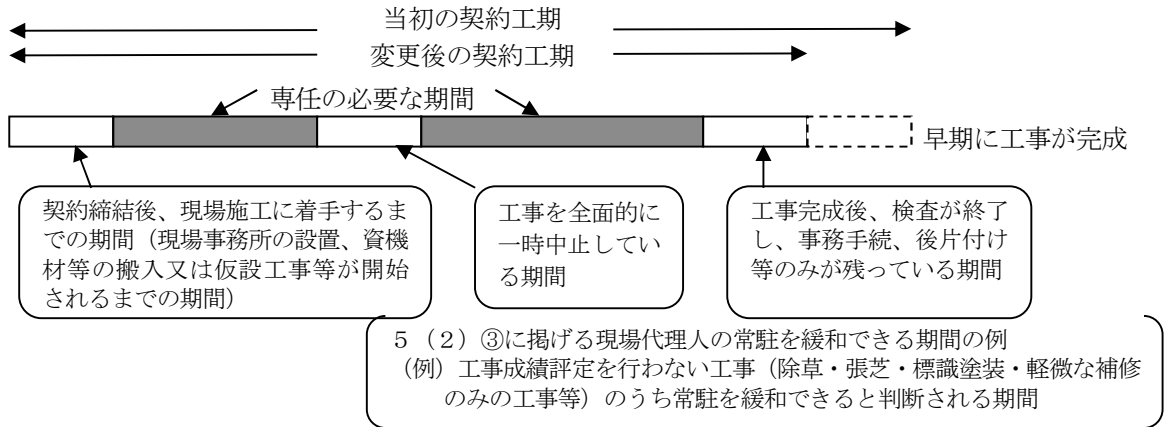
(2) 現場代理人の常駐期間

契約約款第10条第2項の規定により、現場代理人は、工事現場に常駐することになっている。ただし、次のように工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいこと

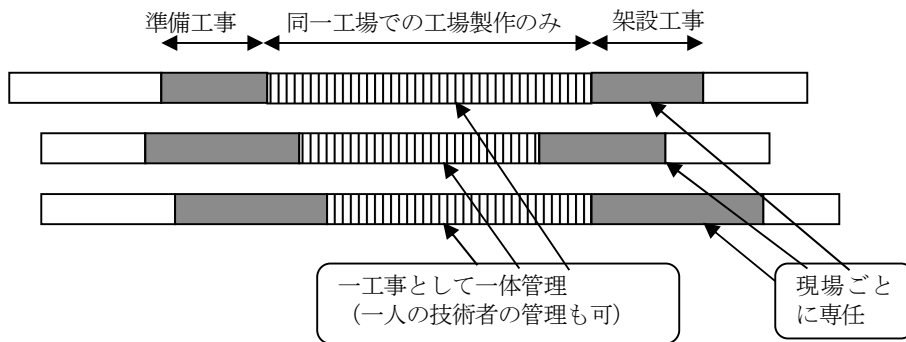
とすることができる。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

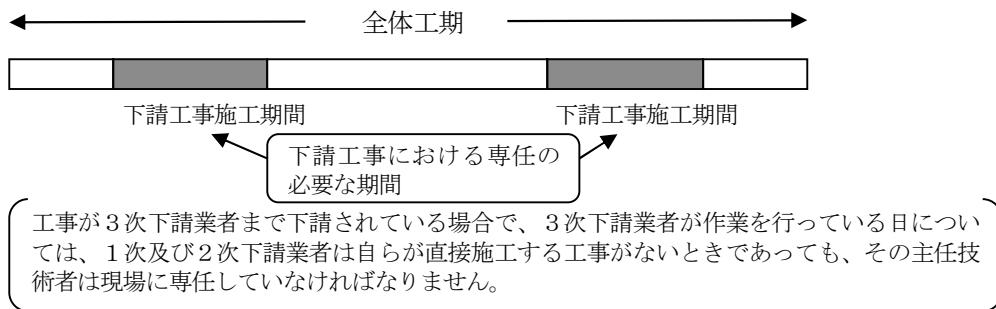
◇ 専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



6 兼務

(1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐と現場代理人との兼務

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができる。

(2) 二以上の建設工事の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができ、その件数は原則として3件（④ただし書にあっては、2件）までとする。ただし、⑤の災害等緊急を要する工事を1件含む場合は4件まで、2件以上含む場合は5件まで兼務できるものとする。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事。ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が同一地域（別紙に掲げる地域をいう。）の工事とする。
- ⑤ 災害等緊急を要する工事
- ⑥ 請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満の工事で、工事現場が同一地域のもの

イ 主任技術者

建設業法第26条第3項本文に規定する専任の主任技術者は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができる。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する工事

ウ 監理技術者

建設業法第26条第3項本文に規定する専任の監理技術者は、既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができる。

エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐

建設業法第26条第3項第2号の規定により、特例監理技術者は、複数の工事現場を兼務できるが、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければならない。なお、兼務できる建設工事の総数は、2件までとする。

兼務できる工事現場の範囲は、工事現場が同一地域の工事とする。兼務する場合には、監理技術者補佐が担う業務や情報通信技術の活用方針等について、事前に確認するものとする。

	4,500万円以上 (建築の場合は9,000万円以上)	4,500万円未満 (建築の場合は9,000万円未満)
現場代理人	原則常駐（契約約款第10条第2項） 兼務可能な県の要件 ・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・おおむね10km以内の近接工事。 ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が同一地域の工事とし、兼務できる工事の総数は2件までとする。 ・災害等緊急を要する工事 兼務できる工事の総数は3件まで（ただし、災害等緊急を要する工事を1件含む場合は4件まで、2件以上含む場合は5件まで兼務可能）	原則常駐 兼務可能な県の要件 ・工事現場が同一地域の工事
主任技術者	原則専任を要する（建設業法第26条第3項本文） 兼務可能な県の要件（建設業法施行令第27条第2項） ・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・おおむね10km以内の近接工事 ・災害等緊急を要する工事	原則専任を要しない ※主任技術者と現場代理人が同一人であるときは上記による。
監理技術者	原則専任を要する（建設業法第26条第3項本文） 兼務可能な県の要件（一体性があるもの） ・同現場の追加工事を同一業者が随契	
特例監理技術者	原則専任を要する（建設業法第26条第3項第2号） 兼務可能な県の要件 ・工事現場が同一地域の工事 ・兼務できる工事の総数は2件まで	
監理技術者補佐	原則専任を要する（建設業法第26条第3項第2号）	

注意事項1 監理技術者の兼務は、他の工事の監理技術者のみとする。

注意事項2 監理技術者と他の工事の主任技術者の兼務は認めない。

注意事項3 監理技術者又は監理技術者補佐が、当該工事現場の現場代理人を兼務する場合は、他の工事現場の現場代理人を兼務できない。

7 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り変更することができる。なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、技術者の変更には該当しないが、施工体制が変更となることから、事前に確認するものとする。

① 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐のやむを得ない事情（死亡、

傷病、出産、育児、介護、退職等)により変更が必要なとき。

- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の要件を満たす者であること。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。なお、総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要であることに留意すること。
- ② 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

8 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消し、次順位者を落札者とする。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、契約を解除する。

(3) 建設業法等に基づく措置

(1) 又は (2) の事実が明らかとなった場合は、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分を行う。

(その他)

このマニュアルは、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルの規定は、平成28年6月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルの規定は、令和5年1月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルの規定は、令和5年6月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルの規定は、令和7年2月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

別紙 同一地域

名 称	区 域
東青地域	青森市、東津軽郡
中南地域	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域	八戸市、三戸郡
西北地域	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域	むつ市、下北郡